

秋市選管告示第26号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第4号および同条第2項ならびに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第196条の規定により告示する。

令和7年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市長選挙 候補者1人につき 18,600,000円